　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６障第１３５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１月４日

　京都府内障害児通所支援事業所設置法人　代表者　様

　（京都市内除く。訪問系事業所を除く。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都府健康福祉部障害者支援課長

京都府障害児安心安全対策事業費補助金の追加交付申請について（通知）

　平素は、本府の障害児支援について、御理解・御尽力を賜りありがとうございます。

　さて、貴法人が運営・設置する障害児通所支援事業所において、送迎用車両への安全装置の設置を希望され、令和５年11月13日付けで通知の送迎用車両への安全装置設置に係る補助金所要額調書（追加協議）を提出された法人におかれては、下記のとおり、京都府障害児安心安全対策事業費補助金の交付申請書を提出してください。

　なお、期限までに提出がなかった事業者におかれては、設置を取りやめたものとして、同補助金の対象としませんので、御了承ください。

記

１　事業名

　 送迎用車両の改修支援事業

２　提出書類

　　(1) 京都府障害児安心安全対策事業費補助金交付申請書

　　(2) 京都府障害児安心安全対策事業費補助金所要額調書及び事業計画書

　　(3) 収支予算（見込）書

　　(4) 口座振替依頼書、通帳の写し（口座番号・口座名義・金融機関名・支店名の明記部分）

　　(5) 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

　　(6) 補助金申請に係る経費の内訳及び内容がわかる見積書等の写し

３　提出先及び提出方法

　　・当課あて提出書類一式(１部)を郵送するとともに、２(2)はメールでも提出してください。

　　・郵送封筒には、「障害児安心安全対策事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。

　　・メールの件名は、「（法人名）障害児安心安全対策事業費補助金申請」としてください。

　　　住所・宛先　〒602-8570（府庁専用番号）京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

　　　　　　　　　京都府健康福祉部障害者支援課福祉サービス・障害児支援係

　　　障害者支援課E-mail： [shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp)

４　提出期限

　　　令和６年１月２２日（月）　※メールは午後５時必着。郵送は消印有効

５　その他

　　　調書等の作成に当たっては、各書類の「記載上の注意事項」等に注意してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 福祉サービス・障害児支援係  石川副主査、西谷副主査 |
| 電話 | ０７５－４１４－４６７１ |